

5月の安全運転のポイント 平成23年5月号

自転車は手軽で便利な乗り物であり、さまざまな年齢層に通勤や買い物、レジャーなど幅広く利用されています。しかし、急な飛び出しや進路変更など自転車の危険な行動を見かけることも少なくありません。そこで今回は、自転車との事故を防止するためのポイントを考えてみることにしましょう。



自転車との典型的な事故パターン

自転車との出会い頭衝突

平成22年における全国の交通事故統計をみると、自転車が当事者になった交通事故の約54%は「出会い頭衝突」で、半数以上を占めています。

自転車利用者のなかには、一時停止の標識や標示などの交通ルールをよく理解していない人もおり、安全確認をせずに飛び出してくることがありますから、注意が必要です。

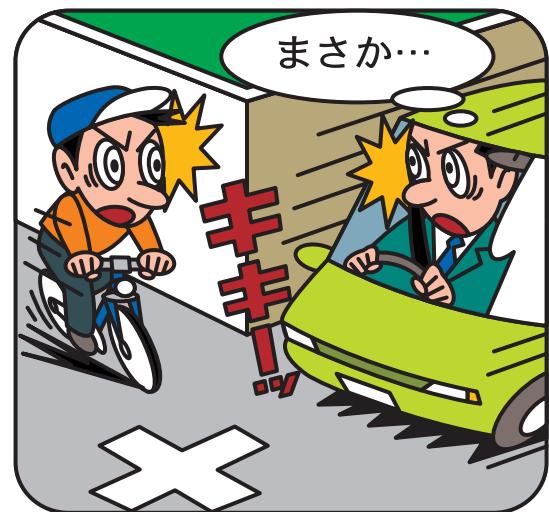


図 1

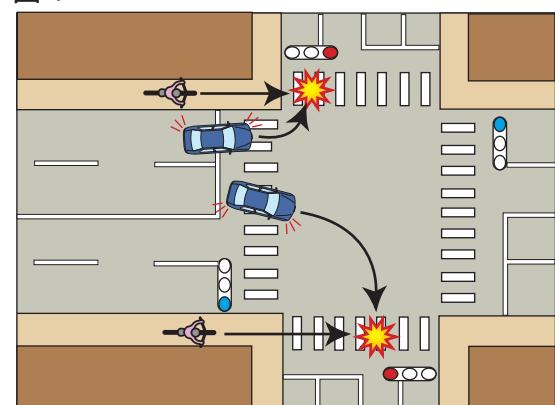
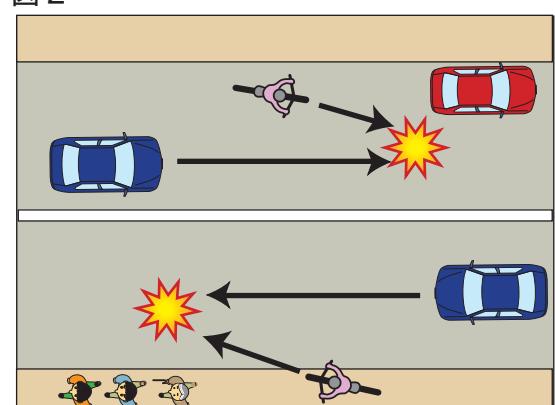


図 2



進路変更してきた自転車との事故

道路の左端を通行している自転車が、駐車車両などの障害物を避けるために道路の中央に進路変更してきたり、歩道を通行していた自転車が歩行者等を避けるために、いきなり車道に出てきて衝突することがあります（図2）。

自転車は腕で進路変更等の合団を行うことになっていますが、実際に合団を行う自転車は少なく、急に進路変更してくることがありますから、注意が必要です。



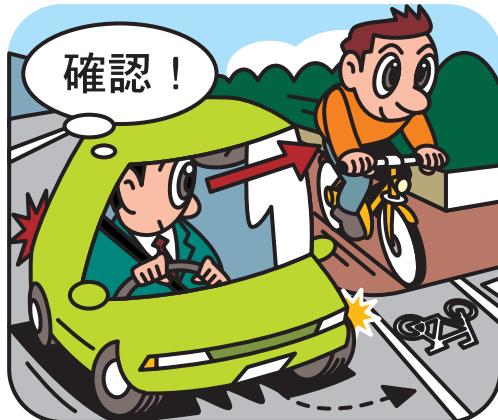
自転車との事故防止のポイント

住宅街などでは自転車の飛び出しに注意する

住宅街などの自転車の多い場所を走行するときは、自転車の急な飛び出しに対応できるようあらかじめ速度を落とすとともに、十字路や丁字路を示す「+」や「ト」の路面標示にも注意して、そのような場所では徐行や一時停止をして自転車の飛び出しに備えましょう。

交差点の右左折時は自転車の有無を確認する

交差点を右左折するときは、自転車の有無を必ず確認するとともに、交差点に接近してくる自転車を認めたときは、自転車の速度は予想以上に速いかもしれないと考えて、横断歩道の手前で停止するなど、慎重な運転を心がけましょう。



自転車の進路変更を予測する

自転車の動きや前方の状況に目を配り、後ろを何度も振り返っているときや、自転車の進路の先に駐車車両があるときなどは自転車の進路変更を予測して、追い抜きや追い越しは控えましょう。

追い抜くときや追い越すときは側方間隔をとる

自転車はちょっとした路面の変化でもバランスを崩しふらつくことがあります。特に2人乗りや3人乗りの自転車、携帯電話を使用していたり傘をさしている自転車などは、走行が不安定になりやすいので、追い抜くときや追い越すときには、速度を落とし十分な側方間隔をとりましょう。



夜間は無灯火で走る自転車に注意する

道路照明の少ない暗い道路では、無灯火の自転車はほとんど見えず、ヘッドライトに照らされてはじめて自転車に気づくというケースがよくあります。暗い道を走行するときは、ヘッドライトの照射範囲内で停止できる速度（下向きのヘッドライトの場合は時速50キロ以下）で走行しましょう。

自転車を利用される方へ

飲酒運転は絶対にしない!!

飲酒して自転車に乗ると、ふらついたり蛇行する、周囲に対する注意力が低下して信号を見落したり接近してくる車に気づくのが遅れる、などきわめて危険な状態になります。

そのため自転車も飲酒運転は禁止されており、酒酔い運転をした場合には「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となります。

「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を自転車の場合も徹底しましょう



「ご相談・お申込先」

《皆様の安全と安心のブレイントラスト（専門顧問グループ）》

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド 担当：八城一浩

〒107-0052東京都港区赤坂3-1-2 TEL：03-3582-4511